

横浜市立東本郷小学校いじめ防止基本方針



「いまでも いとも どんなときも これからも ずっと きみの味方」

子どもたちの笑顔を増やす！わたしたちの約束
ヒガホン 安心・安全づくり宣言！

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的にした。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを目指したい。

そして、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、横浜市教育委員会（設置者）、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下で、いじめの問題を解決していくものとする。

いじめ防止対策推進法では、保護者の責務等も記載しています。

総則 第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

※ネット機器使用等にかかわる監督や指導、トラブル解決の責務は保護者にあります。ルールやマナーについての家庭教育をお願いいたします。

(1) いじめの未然防止

ア 「いじめが起きにくい学校風土づくり」

全職員が人権意識をもって、児童の支援・指導を行う。児童の些細な変化を見逃さずに、すぐに対応しようとする職員集団の意識を高める。

児童一人ひとりがいじめを許さない気持ちを強くもつことができる学校風土づくりを進める。トラブルが起こることも含めて「集団というものを受け入れること」「トラブルを回避するためには自分はどうすべきかに気づくこと」「集団内の他者から認められる喜びに気づくこと」「最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになること」などを児童が感じられる集団体験を意図的に設定していくことで、いじめに向かわない児童の育成に努める。

イ 「児童の居場所づくり」

児童だれもが安心して参加できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりを進める。過度な「競争的価値観」を減らすとともに、授業についていけない児童や行事に参加できない児童に対して積極的にかわり、どの児童も落ち着いて生活できる場所をつくり出す。

ウ 「自己有用感の醸成」

授業や行事、異学年交流の中で、すべての児童が活躍できる場面をつくり出し、他者とのかわりの中で絆づくりを進める。また、自主的に取り組む活動を充実させ、児童が他者から認められている、誰かの役にたっているという自己有用感が高められるようにする。

(2) 早期発見・早期対応

ア 「いじめを見逃さないための体制強化」

児童の小さな変化や学級の状況を捉えるために、教職員による日頃の観察、定期的に児童のアンケートを行う。児童についての情報を教職員で迅速に共有する。

イ 「教育相談体制の充実」

児童の悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言や声かけを行う。スクールカウンセラーや相談機関等の活用について児童・保護者へ周知し、相談しやすい体制づくりを進める。

(3) 適切な対処・措置

ア 「児童・保護者との信頼関係の確立」

家庭訪問等により、直接保護者に正確な事実を伝え、問題解決に向けた学校の方針や具体的な取組などについて相談し、協働して取り組む。

いじめられている児童を守ることを第一に考えて対応を進める。

イ 「関係機関との連携強化」

いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、関係機関に相談または通報し、連携して対応を進める。

第2章 組織の設置及び組織的な取組

Ⅰ 組織の構成と役割

(1) いじめ防止対策委員会

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、関係する担任の構成メンバーで、事実確認したことの共通理解を行い、今後の方針・対応を検討する。

※SC、SSW等が会議に参加できない場合において、「必要に応じて、いじめの認知の視点やいじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言を求めることができる。」

(2) 対策チーム

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、関係する担任、学年主任、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、学年職員等でその事案に応じて編成する。

役割分担（情報収集、記録、関係機関との連絡調整、保護者対応等）を明確にして、今後の対応を進める。

学年や学校全体に対し共通理解を図る。

※SC、SSW等が会議に参加できない場合において、「必要に応じて、いじめの認知の視点やいじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言を求めることができる。」

2 年間計画

月	活 動 内 容	年間を通して行うこと
4月	・前担任と現担任の児童に関する情報引継ぎ ・学校のきまり周知 ・児童生徒理解研修（いじめの定義）	・中学校と児童支援・生徒指導専任会にて情報交換 ・学校状況・児童の共通理解・児童理解 ・校舎内外巡回 ・カウンセラーとの情報交換 ・SSWとの情報共有 ・児童相談所、区子ども家庭支援課との情報交換 ・学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時） - いじめ認知・支援方針の決定
5月	・「安心して生活するためのアンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）	
6月	・YP アセスメント実施・結果を基にした児童理解研修（共通理解） ・代表委員会による「いじめ防止」のための全校への呼びかけ。 ・重大事態調査報告によるいじめ再発防止研修①	
7月	・児童指導・発達障害等の理解研修・いじめ防止研修 ・小中ブロック子ども会議（8月区交流会に向けて）	
8月	・個別の教育支援計画の見直し（担任）	
9月	・前期の振り返り	
10月	・いじめ防止対応研修②「YPを日常の指導に活かすこと」	
11月	・いじめ防止対応研修③「たんぽぽルーム」について考える ・YP アセスメントの実施	
12月	・いじめ防止対応研修④「教育相談体制」 ・いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・教育相談） ・後期の支援計画見直し ・人権週間の取り組み	
2月	・いじめ防止対応研修⑤「教育現場での虐待等の初期聴取」 ・今年度の振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し	
3月	・引継ぎ資料準備（各担任） ・幼保小引継ぎ	

第3章 いじめ防止及び早期発見のための取組

1 いじめ防止への取組

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、学級・学年・学校全体で「安心（心理的安全性）と居場所」をつくる。人権教育・道徳教育・YP（横浜プログラム）・体験活動を体系化し、「しない・させない・見逃さない」風土を育てる。また、本校は横浜市いじめ防止基本方針の理念に基づき、学校の取組に制度的に反映する。代表委員会・学級会・児童アンケート及び横浜子ども会議等で出された意見や提案を年1回以上学校いじめ対策委員会で審議し、次年度に反映する。

（具体的取組）

- ・人権教育年間計画や道徳教育年間計画に、豊かな心の育成のための教育プログラムを位置づける。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用して、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・いじめについて全児童が考え、クラスでの話し合い、代表委員会での話し合いの場を設定し、児童が「いじめ防止」について発信できるようにする。
- ・いじめ防止について子どもの意見や思いを聞き、反映に努める。
- ・本校は、代表委員会・学級会・児童アンケート及び横浜子ども会議等の提案を年1回以上学校いじめ防止対策委員会で審議し、次年度の取組に反映する。
- ・SNS等オンライン上のいじめ未然防止のため、学年の発達段階に応じて年1回以上の情報モラル授業を実施し、家庭向けの周知も行う。相談方法を複線化（対面・相談カード・相談ボックス・オンラインフォーム）する。

※児童が安心して相談できるように秘密保持の原則をわかりやすく説明すること

2 いじめの早期発見

全教職員で、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。

（具体的取組）

- ・子どもの心の変化等を捉えて、いじめの早期発見につなげられるよう、1人1台端末を活用した心の健康観察を毎日行い、児童の心の変化や不安の兆候を早期に把握する。気になるサインが見られた場合には、24～72時間以内に所期待を行い、必要に応じてSC等と連携し継続支援につなげる。
- ・いじめのサインを見逃さないために、全教職員の児童の見守り、迅速な情報の共有を行う。
- ・安心して生活するためのアンケートの実施、教育相談（随時）の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

3 いじめに対する措置

いじめの発見・相談・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

（具体的取組）

- ・被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導又は支援を行う。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合には、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。
- ・いじめ事案の対応について、子どもの意思の尊重することをより一層進める。

※これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4 研修

教職員に対して、いじめ防止に取り組むことへの重要性に関する理解を深めるため、いじめへの対応に係る教員の資質向上のための研修を行う。

(具体的取組)

- ・教職員向けの手引を活用して、いじめ防止、対応に向けた校内研修を行う。
- ・様々な児童の特性を理解できるよう、児童理解研修を行う。
- ・職員会議等を活用し、具体的な取り組みについて共通理解したり、事案について検討したりすることにより職員一人ひとりが迅速に、的確に対応できるようにする。
- ・横浜こども会議での意見を反映した子どもとの接し方、学級経営、教育活動について研修を行う。

5 学校運営協議会等の活用

いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを進める。

(具体的取組)

- ・いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応していく。

第4章 重大事態への対処

< いじめ重大事態の定義 >

いじめ防止対策推進法第28条

第1号

いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号

いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

1 重大事態の報告

学校は、重大事態の疑いを認めた時点で速やかに教育委員会に報告する。

2 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」を中核として、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

再発防止も視点において「調査」を実施する。

3 児童生徒・保護者への報告（発生の報告、調査の進め方と結果の提供および報告）

学校は、重大事態を把握した段階で、被害児童及び保護者へ事案の状況や今後の対応方針を丁寧に説明する。

（説明内容：調査の目的・方法、調査主体、調査機関、調査項目など）

学校は、重大事態と判断された後、加害児童及びその保護者にも、調査方針や進行状況を説明する。

第5章 その他

不登校児童・保護者支援

「だれもが」「安心して」「豊かに」の視点を大切にした不登校支援を行うために1人ひとりの子どもの視点に立って既成概念にとらわれず「何ができるのか」を突き詰めながら支援を行っていく。

- ・家庭訪問の実施
- ・安心できる居場所の設置（たんぽぽルーム）
- ・学びの機会の提供
- ・保護者支援（具体的な支援方法など共通理解）

第6章 改定にあたって

本方針については、年1回以上学校いじめ防止対策委員会において見直しを行い、教職員・児童の意見を聴いて取り入れる。学校運営協議会での学校評価に位置付け、保護者、地域、関係機関の参画を得られるように努める。

参考 記すべき内容

子どもの声の反映

子どもの意見を学校の取組へ制度的に反映する仕組みを明文化

代表委員会・学級会・児童アンケート・横浜子ども会議などで出た意見を年1回以上いじめ防止対策委員会で審議し、次年度へ反映する

SNS・情報モラル対応

SNS上のいじめ未然防止のため、学年の発達段階に応じて年〇回の情報モラル授業を実施することを明記

家庭への周知を明記

相談方法を複線化（対面・相談カード・相談ボックス・オンラインフォーム）

児童が安心して相談できるように秘密保持の原則をわかりやすく説明すること

デジタル活用・1人1台端末による早期発見

1人1台端末を活用した「心の健康観察」を月〇回行うことを明記

兆候があった場合24～72時間以内に初期対応（声掛け・面談・家庭連絡・SC/SSWと連携

デジタル観察+専門職連携により、早期発見体制を強化する。